

38 寝具製作職種(寝具製作作業)

2010.12.13

作業の定義	測定器具、裁断用機械器具、縫製用機械器具、わた入れ用機械器具及び仕上げ用機械器具(キルティングマシン等)等を使用して、生地 の採寸・裁断、側縫製、わた入れ、わた入れ口縫製、キルティング加工等を施し、掛けふとん及び敷きふとんを仕立てる作業をいう。	
必須作業(移行 対象職種・作業 で必ず行う作 業)	(1)寝具製作作業 ①ミシン縫いによる縫製作業 ②わた入れ作業(又は羽毛充填作業) 1.自動わた入れ機(又は羽毛充填機)へのふとん生地(側)のセット作業 2.自動わた入れ機(又は羽毛充填機)によるわた入れ作業 3.わた入れ口の縫製作業 ③仕上げ作業(キルティング作業を含む。) (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③寝具製作職種に必要な整理整頓作業 ④寝具製作職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業	
関連作業、周辺 作業(上記必須 作業に関連する 技能等の修得 に係る作業等で 該当するものを 選択すること。)	(1)関連作業 ①機械・器具の取扱い作業 ②裁断作業 ③材料の管理・取扱い作業 ④製綿作業 ⑤ふとんの取扱い、収納・保管作業 ⑥ヘム(へり、ふちのこと)付け作業 ⑦各種縫製作業 (2)周辺作業 ①ふとん綿打直し作業 ②ふとん以外の寝具(わた及び羽毛入り)製作作業 ③製品の品質管理作業 ④寝具の再生加工作業 ⑤ふとん丸洗い作業 ⑥原材料くずの減量化、再生処理作業 ⑦ふとんの防炎加工作業 ⑧ふとんの難燃加工作業 ⑨ふとんの防縮加工作業 ⑩ふとんの防臭加工作業 ⑪ふとんの防かび加工作業 ⑫ふとんの防虫加工作業 ⑬ふとんの梱包・出荷作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ	
使用する素材 (材料)(該当す るものを選択す ること。)	①織物生地(一つ以上必ず使用すること。) 1.綿織物 2.絹織物 3.麻織物 4.毛織物 5.化繊織物 6.混紡織物 7.交織織物	②詰め物(一つ以上必ず使用すること。) ③縫糸及びとじ糸(必ず使用すること。) 1.綿 2.絹 3.毛(羊毛、獣毛) 4.羽毛 5.合成繊維 6.混綿わた 7.その他(ウレタン等)
使用する機械、 設備、器具等 (該当するもの を選択すること。)	1.から4.を必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。 1.縫針 2.縫製用機械器具(ミシン針を含む縫製マシン等) 3.わた入れ用機械器具(自動わた入れ機、羽毛充填機等) 4.仕上げ用機械器具(キルティングマシン、ヘム巻きマシン等) 5.開綿機 6.製綿機 7.裁断機 8.わた成形機	
製品の例	①敷きふとん 1.綿・絹入りふとん 2.羽毛・羽根入りふとん 3.合成繊維入りふとん 4.羊毛入りふとん ②掛けふとん 1.綿・絹入りふとん 2.羽毛・羽根入りふとん 3.合成繊維入りふとん 4.羊毛入りふとん ③こたつふとん 1.綿入りこたつふとん 2.合成繊維入りこたつふとん 3.羊毛入りこたつふとん 4.羽毛・羽根入りこたつふとん ④座ふとん 1.綿入り座ふとん 2.合成繊維入り座ふとん 3.羊毛入り座ふとん 4.羽毛・羽根入り座ふとん	
移行対象職種・ 作業とはならな い作業例	1.ニット製品製造作業 2.寝衣(パジャマ、ネグリジェ、ニット製寝衣、織物製寝衣等)製造作業 3.綿入れふとん以外の寝具(まくら、毛布、タオルケット等)製造作業 4.婦人子供既製服製造作業 5.紳士既製服製造作業 6.帆布製品製造作業 7.布はく縫製品製造作業 8.和装製品製造作業 9.家具(木製ベッド、金属製ベッド)製造作業 10.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合	